

○美郷町老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱

令和4年6月6日訓令第37号

美郷町老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱

美郷町老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱（平成28年美郷町訓令第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき空家等に関する政策を総合的かつ計画的に推進するため、適切な管理が行われていない不良住宅等を解体撤去するなど町民の生命、身体又は財産を保護する経費として予算の範囲内で補助金を交付することについて、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成30年3月30日付国住市第106号）及び補助金等の交付に関する規則（平成18年美郷町規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良住宅 そのまま放置すれば倒壊等保安上危険又は危険となるおそれのある状態にあり、周辺の居住環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある建築物で、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 過半を超える部分を居住の用に供されていた建築物で、構造が木造、軽量鉄骨造又は鉄骨造であるもの
 - イ 申請時点においておおむね1年以上、居住等に使用されず、かつ、今後も居住等に使用される見込みがないもの
 - ウ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度及び構造の腐敗又は破損の程度の評点の合計が100点以上であるもの
- (2) その他建築物 前号の規定に該当しない建築物で、住宅地区改良法施行規則第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度及び構造の腐敗又は破損の程度の評点の合計が100点以上であるもの
- (3) 除却 不良住宅及びその他建築物の全部を解体し、工作物の全部を撤去処分し、敷地を整地することをいう。

- (4) 解体事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者であって同法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業、又は解体工事業のいずれかの許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する登録を受けたもののうち町内に本店、支店、営業所等の事業所を有する事業者又は町内の個人事業者をいう。

（補助の対象物件）

第3条 補助金の交付対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、以下のとおりとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 不良住宅
- (2) その他建築物

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象物件としない。

- (1) 町外に存在するもの
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公的機関が権利者又は管理者となっているとき。
- (3) 法人その他の団体が権利者又は管理者となっているとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が権利者又は管理者となっているとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が権利者又は管理者となっているとき。
- (6) 公共事業等により不良住宅及びその他建築物の除却若しくは移転に係る補償を受けたもの又は受ける予定であるもの
- (7) 滞納処分又は強制執行（仮差押命令及び処分禁止の仮処分の命令を含む。）の対象とされているとき。
- (8) 補助金の交付を受ける目的で故意に不良住宅及びその他建築物を破損させたと町長が認めるとき。
- (9) その他町長が適当でないとき。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 美郷町の補助金等に関する規程（平成23年美郷町訓令第6号）第2条第1号に規定する町税等を滞納していない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、不良住宅及びその他建築物の解体、撤去処分及び敷地の整地（以下「解体整地工事」という。）とし、当該補助金交付申請の年度の属する2月末日までに解体整地工事の完了が見込まれるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費（消費税等相当額（解体費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額をいう。）がある場合には、これを減額した額とする。以下同じ。）は、補助対象工事に要する費用又は住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）の規定により国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費のいずれか小さい金額に不良住宅は10分の8を乗じ、その他建築物は2分1を乗じて得た額とし、限度額は以下のとおりとする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 不良住宅 80万円

(2) その他建築物 40万円

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1号に規定する事業計画書は、実施計画書（様式第1号）とする。

2 同条第4号に規定するその他町長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 見積書（写し）

(2) 固定資産税名寄帳及び家屋台帳

(3) 位置図

(4) 現況写真

(5) 町税等完納確認書

(6) 確約書（所有者以外が申請する場合）（様式第2号）

(委員会)

第8条 町長は、不良住宅及びその他建築物の評価を審査するため委員会を招集するものとし、委員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副町長

- (2) 総務課長
- (3) 税務課長
- (4) 政策推進室長
- (5) 専門職員（町職員）

（事業の完了報告）

第9条 事業が完了したときは、速やかに完了報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付対象者は、除却が完了したときは、規則第11条で定める期間又は補助金の交付対象の決定のあった日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、同条に規定する実績報告書を提出しなければならない。

2 規則第14条第1項に規定する実績報告書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に定める廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (5) 工事写真（施工前及び施工後）
- (6) その他町長が必要と認めるもの

（委任）

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。